第13次最低工賃新設・改正計画(平成31年4月~令和4年3月)

参考資料No.1

	最低工賃傳数	[[] 傳数] 平成31(令和元)年度		令和2年度		令和3年度	
局 名	(平成31.4.1 見込み件数)	件 名	件数	件名	件数	件名	件数
01 北海道		男子既製服(廃止)	1	和服裁縫(改正)	1		
02 青 森	3	電気機械器具(改正)	1	和服裁縫(廃止)	1	男子・婦人既製服(改正)	1
03 岩 手	2			電気機械器具(改正)		婦人・男子既製洋服(改正)	1
04 宮 城		男子服・婦人服(改正)	1	電気機械器具(改正)	1	PHONE STATEMENT AND ASSETS	
05 秋 田		通信機器用部分品(改正)		男子服・婦人服・子供服(改正)	1		
06 山 形	1	Z III WAR WAR A STOLEN		男子·婦人既製服(改正)	1		
07福島	3	電気機械器具、情報通信機械器具、電子部品・デバイス(改正)	1	外衣・シャツ(改正)	1	横編ニット(改正)	1
08 茨 城		婦人・子供既製服(廃止)		電気機械器具(改正)		男子既製洋服(廃止)	1
09 栃 木		電気機械器具(改正)		衣服(改正)	1		
10 群 馬		横編ニット(改正)		婦人服(改正)	1	電気機械器具(改正)	1
11 埼 玉		革靴(改正)		電気機械器具(改正)、紙加工品(改正)		足袋(改正)、縫製(改正)	2
12 千 葉	1					婦人既製洋服(廃止)	1
13 東 京	3	革靴(改正)	1	婦人既製洋服(改正)	1	電気機械器具(改正)	1
14 神奈川		スカーフ・ハンカチーフ(改正)		電気機械器具(改正)		紙加工品(廃止)	1
15 新 潟		洋食器・器物(改正)		作業工具(改正)		男子・婦人既製洋服(改正)、横編ニット(改正)	2
16 富 山	3	電気機械器具(改正)	1	ファスナー加工(改正)	1	ニット(廃止)	1
17 石 川	0						
18 福 井	2	衣服(改正)	1			眼鏡(改正)	1
19 山 梨	3	電気機械器具(改正)	1	婦人服(改正)	1	貴金属製品(改正)	1
20 長 野	2			電気機械器具(改正)	1	外衣・シャツ(改正)	1
21 岐 阜	3	男子既製洋服(廃止)	1	婦人服(改正)	1	陶磁器上絵付(改正)	1
22 静 岡		車両電気配線装置(改正)	1				
23 愛 知	1			車両電気配線装置(改正)	1		
24 三 重	1					車両電気配線装置(改正)	1
25 滋 賀	1			下着・補整着(廃止)	1		
26 京 都	2			丹後地区絹織物業(改正)	1	紙加工品(改正)	1
27 大 阪	1					男子既製洋服(改正)	1
28 兵 庫	5	但馬地区絹・人絹・毛織物(廃止)、綿・スフ織物(改正)	2	釣針(改正)	1	電気機械器具(改正)、靴下(改正)	2
29 奈 良	1			靴下(改正)	1		
30 和歌山	0						
31 鳥 取		和服裁縫(改正)	1	男子服・婦人服(改正)	1		
32 島 根	3	電気機械器具(改正)	1	外衣・シャツ(改正)	1	和服裁縫(改正)	1
33 岡 山	1			車両電気配線装(改正)	1		
34 広 島	4	既製服(改正)	1	電気機械器具(改正)		和服裁縫(改正)、毛筆・画筆(改正)	2
35 山 口	2	男子既製洋服・学校服・作業服(改正)	1	和服裁縫(改正)	1	男子既製洋服・学校服・作業服(改正)	1
36 徳 島	1			縫製(下着・ハンカチーフ)(改正)	1		
37 香 川	1			手袋・ソックスカバー(改正)	1		
38 愛 媛	1					タオル(廃止)	1
39 高 知		衛生用紙(改正)	1			繊維産業(改正)	1
40 福 岡		男子服(改正)	1	婦人服(改正)	1		
41 佐 賀		婦人既製服(改正)	1				
42 長 崎	3			和服裁縫(廃止)		男子既製洋服(改正)、婦人既製洋服(廃止)	2
43 熊 本	3	和服裁縫(改正)	1	電気機械器具(改正)		縫製(廃止)	1
44 大 分	2			衣服(改正)、電気機械器具(改正)	2		
45 宮 崎	3	婦人既製洋服(廃止)	1	男子既製洋服(改正)	1	内燃機関電装品(改正)	1
46 鹿児島	1					電気機械器具、情報通信機械器具、電子部品・デバイス(改正)	1
47 沖 縄	1					縫製(改正)	1
合 計	98		28		37		34

⁽注)各年度の最低工賃の件数は平成31年3月28日現在(第13次最低工賃新設・改正計画策定時点)のものである。なお、件名の後の()は、計画策定時点における予定を記載したもの。改正、統合、廃止等の決定は、各都道府県労働局において、実態調査等を実施の上、地方労働審議会等の意見を聴取して行うものであることに留意されたい。